

桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(一年一月一日条例第一号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び市民の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除く。)をいう。
- (2) 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。)をいう。
- (3) 特定事業 土砂等埋立等区域(土砂等による埋立て等を行う区域をいう。以下同じ。)以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であつて、当該土砂等埋立等区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの(土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル未満であつても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に土砂等の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の土砂等の埋立て等に供する区域と既に施工され、又は施工中の土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に供する区域の面積とが合算して500平方メートル以上となるものを含む。)又は土砂等の搬入容積が1,000立方メートル以上のものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、市の区域内における土砂等による埋立て等の状況を把握し、土砂等による埋立て等の適正化に関する施策を講ずるものとする。

(土砂等による埋立て等を行う者の責務)

第4条 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努め、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。

- 2 事業者及び事業施工者は、当該土砂等の埋立て等の施行に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。

(土砂等を排出する者等の責務)

第5条 土砂等を排出する者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めるとともに、当該排出する土砂等による埋立て等が行われる場合にあつては、適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力しなければならない。

- 2 土砂等による埋立て等を行う者にその所有する土地を提供しようとする者は、土壌の汚染及び災害を生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供することのないよう努めなければならない。

第2章 埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準

第6条 埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準(以下「土壌基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第3章 特定事業の規制

第1節 特定事業の許可

(特定事業の許可)

第7条 特定事業を行おうとする者は、特定事業の用に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

- (1) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であつて、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
 - (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)が行う土砂等による埋立て等(委託し、又は請け負わせて行うものを含む。)
 - (3) 他の法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であつて規則で定めるもの
 - (4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等による埋立て等
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 埋立て等の目的
 - (3) 特定事業区域の位置及び面積
 - (4) 土砂等埋立等区域の位置及び面積

- (5) 特定事業を行う期間
 - (6) 特定事業区域に搬入する土砂等の数量
 - (7) 特定事業の施工に関する計画
 - (8) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画
 - (9) 第13条に規定する施工管理者の氏名及び住所
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、特定事業区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第1項の許可を受けようとする者は、第2項第5号の特定事業を行う期間(以下「特定事業の期間」という。)について3年を超えて申請することができない。
- 5 第19条又は第21条の規定により命令を受けた者であつて、必要な改善又は措置を完了していないものは、第1項の許可の申請をすることができない。
- 6 市長は、第1項の許可には、当該許可に係る特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 前条第1項の許可の申請をする者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

イ 前条第1項の規定による許可(次条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。以下「許可等」という。)を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

ウ この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(平成25年群馬県条例第47号。以下「県条例」という。)又は県条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)

カ 未成年者で、その法定代理人(法人の場合は、その役員を含む。)が暴力団員等である者

キ 法人で、その役員又は使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者がある者

ク 個人で、その使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

コ アからカまで、ク及びケのいずれかに該当する者を第13条に規定する施工管理者として置こうとする者

(2) 前条第2項第7号の特定事業の施工に関する計画(以下「施工計画」という。)が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(3) 特定事業を行うことについて、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る特定事業区域の土地の所有者の承認を得ていること。

(変更の許可等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第2号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号、第9号若しくは第10号に掲げる事項の変更又は第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより当該変更のあった日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の許可を受けようとする者は、特定事業の期間の変更(特定事業の期間を延長させるものに限る。次項において同じ。)を申請しようとする場合にあっては、第7条第1項の許可を受けた特定事業の期間の満了する日から起算して1年を超えて特定事業の期間の変更をすることはできない。

5 前項の規定による特定事業の期間の変更の申請があった場合において、当該特定事業の期間(以下この項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 第7条第3項、第5項及び第6項並びに前条の規定は、第1項の申請及び許可の基準について準用する。この場合において、第7条第3項中「前項」とあるのは「第9条第2項」と、第7条第5項及び第6項中「第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の変更の許可」と、第8条中「前条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の変更の許可」と、第8条第3号中「特定事業を」とあるのは「特定事業の変更を」と読み替えるものとする。

(土砂等の搬入の事前届出等)

第10条 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出の場所ごと又は規則で定める土砂等の数量を超えるごとに、規則で定めるところにより、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出には、特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が規則で定める基準(以下「性状基準」という。)に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で、規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めるとき。
- (2) 当該土砂等が、規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。

3 市長は、許可等を受けた者が搬入しようとする土砂等が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該許可等を受けた者に対し、当該届出に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

- (1) 許可等を受けた特定事業に係る施工計画(前条第1項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に適合しないと認める場合
- (2) 性状基準及び土壌基準に適合しないと認める場合
(特定事業の完了等の手続)

第11条 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に定める日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 許可等を受けた特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、完了し、廃止し、又は休止した日から10日以内
- (2) 休止した特定事業を再開しようとするときは、再開する日の10日前

2 市長は、前項第1号の規定による届出(完了し、又は廃止したものに限り。以下この条において同じ。)があつたとき又は特定事業の期間が満了したときは、遅

滞なく、これらの特定事業が施工計画及び第7条第2項第8号の特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画(第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの)に適合しているかについて確認を行うものとする。

- 3 市長は、前項の確認の結果、同項に規定する計画に適合すると認めるときはその旨の通知を、同項に規定する計画に適合しないと認めるときは災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を、第1項第1号の規定による届出をした者又は期間が満了した特定事業を行っていた者に行うものとする。
- 4 前項の規定により災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を受けた者は、第1項第1号の規定による届出に係る特定事業又は期間が満了した特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(地位の承継等)

第12条 許可等を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可等に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可等を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可等を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(施工管理者の設置)

第13条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る特定事業区域に施工管理者(特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

(特定事業に係る標識の掲示)

第14条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る特定事業区域の公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

- 2 許可等を受けた者は、第9条第1項の変更の許可を受けたとき又は同条第3項の届出をしたときは、速やかに、前項の標識の内容を当該変更の許可又は届出の内容に変更しなければならない。

(帳簿の記載等)

第15条 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可等に係る特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

- 2 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の事項を市長に報告しなければならない。

(土壌の検査等)

第16条 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可等に係る特定事業区域内の土砂等の検査(特定事業区域から排出される水がある場合には、当該排出される水の検査を含む。この項及び第19条において「土壌検査」という。)を実施し、規則で定める日までに、当該土壌検査の結果を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可等を受けた者は、当該許可等に係る特定事業区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(書類の備置き等)

第17条 許可等を受けた者は、許可等を受けた日から当該許可等を受けた特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは特定事業の期間の満了する日又は許可等の取消しを受けた日まで、規則で定めるところにより、当該許可等に係る第7条第2項の申請書(第9条第1項の変更の許可を受けた場合にあつては、その申請書を含む。)の写し、第15条第1項の帳簿その他規則で定める書類及び図面を当該許可等に係る特定事業区域又は許可等を受けた者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該特定事業に関し生活環境の保全上又は災害の発生の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは特定事業の期間の満了した日又は許可等の取消しを受けた日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

(車両の表示)

第18条 許可等を受けた者は、車両を使用し、又は委託して特定事業区域に土砂等を搬入するとき(土砂等を排出する者が車両を使用し、又は委託して搬入するときを含む。)は、当該特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

(改善命令等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を受けた者に対し、期間を定めて特定事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 許可等を受けた特定事業が施工計画に適合していないと認めるとき。

(2) 許可等を受けた者が第7条第6項(第9条第6項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可等に付した条件に違反したと認めるとき。

(3) 許可等を受けた特定事業が第8条第2号(第9条第6項において準用する場合を含む。第21条第1項において同じ。)に規定する技術上の基準に適合していないと認めるとき。

- (4) 許可等を受けた者が第10条第1項又は第12条第2項の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。
 - (5) 許可等を受けた者が特定事業区域に施工管理者を置いていないと認めるとき。
 - (6) 許可等を受けた者が第14条第1項の標識を掲示せず、氏名等の事項の全部若しくは一部を記載せず、又は同条第2項の変更をしていないと認めるとき。
 - (7) 第15条第1項の規定に違反し、帳簿に記載せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしていないと認めるとき。
 - (8) 第16条第1項の規定に違反し、土壌検査を実施せず、若しくはその結果を報告せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしなかったと認めるとき。
 - (9) 許可等を受けた者が第17条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
 - (10) 第28条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
 - (11) 第28条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。
- (許可の取消し等)

第20条 市長は、許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可等を取り消すことができる。

- (1) 県条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) 第8条第1号アからコまでのいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段により第9条第1項に規定する変更の許可を受けたとき。
 - (6) 第10条第3項の規定による命令に違反したとき。
 - (7) 前条第4号、第7号、第8号、第10号又は第11号のいずれかに該当し情状が特に重いとき。
 - (8) 前条又は次条に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定により許可等の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について次条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しを受けた特定事業の特定事業区域に搬入された土砂等による災害の発生を防止するための措置を期限を定めて講じなければならない。
- (措置命令等)

第21条 市長は、特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、特定事業を行い、又は行った者

(第8条第2号に規定する技術上の基準に違反して当該特定事業を行い、若しくは行った者に対し、当該違反行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該特定事業を行い、若しくは行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。次項において同じ。)に対し、期間を定めて、当該特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して特定事業を行い、又は行った者に対し、土砂等による災害の発生を防止するため、期間を定めて、当該特定事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。
- 3 市長は、第11条第4項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第2節 土砂等の搬入計画の届出

(特定事業に係る土砂等の搬入計画の届出)

第22条 規則で定める特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、土砂等の搬入を開始しようとする10日前までに、市長に土砂等の搬入計画(以下「搬入計画」という。)を届け出なければならない。

- 2 前項の搬入計画を届け出ようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 埋立て等の目的
 - (3) 特定事業区域の位置及び面積
 - (4) 土砂等埋立等区域の位置及び面積
 - (5) 特定事業を行う期間
 - (6) 特定事業区域に搬入する土砂等の数量
 - (7) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の届出書には、次に掲げるものを添付しなければならない。
 - (1) 特定事業区域区域の位置を示す図面
 - (2) 搬入しようとする土砂等が、土壌基準並びに性状基準に適合していることを示す書面で規則で定めるもの
 - (3) その他の規則で定める書面
- 4 搬入しようとする土砂等が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第2号に掲げる書面の省略をすることができる。
 - (1) 搬入しようとする土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めたとき。

- (2) 搬入しようとする土砂等が、規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。
 - (3) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。
- 5 市長は、搬入計画の届出等をした者が搬入しようとする土砂等が性状基準又は土壌基準に適合しない場合であって、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、当該搬入計画の届出等をした者に対し、土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。
(土砂等の搬入計画の変更の届出)

第23条 前条第1項の搬入計画の届出をした者は、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を変更しようとする日の10日前までにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第1項の搬入計画の届出をした者は、同条第2項第1号若しくは第7号に掲げる事項の変更又は前項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより当該変更のあった日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第1項の搬入計画の届出をした者について相続、合併又は分割があったことにより同条第2項1号に掲げる事項を変更しようとするときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可等に係る特定事業の全部を承継した法人は、規則で定めるところにより、当該相続、合併又は分割があった日から30日以内に市長にその旨を届け出なければならない。
(書類の備置き等)

第24条 搬入計画の届出等をした者は、搬入計画を届け出た日から当該届出等に係る特定事業を完了し、若しくは廃止する日まで、当該届出等に係る第22条第2項の搬入計画(第23条の変更の届出をした場合にあつては、その届出書を含む。)、第22条第3項及び第4項に掲げる書面の写しその他規則で定める書類及び図面を当該届出等に係る土砂等埋立等区域又は届出等をした者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該特定事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- 2 搬入計画の届出等をした者は、当該届出等に係る特定事業を完了し、若しくは廃止した日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。
(改善命令等)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、搬入計画の届出等をした者に対し、期間を定めて特定事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 特定事業が搬入計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 搬入計画の届出等をした者が第24条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (3) 第28条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
- (4) 第28条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

(措置命令)

第26条 市長は、第22条第1項又は第23条の規定に違反して特定事業を行い、又は行った者に対し、土砂等による土壌の汚染の発生を防止するため、期間を定めて、当該特定事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

第4章 雑則

(協力要請)

第27条 市長は、生活環境の保全又は災害の発生のため必要があると認めるときは、埋立て等に係る土砂等を排出する者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は特定事業区域の土地の所有者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は特定事業区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土砂等埋立等区域若しくは特定事業区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域若しくは特定事業区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等埋立等区域若しくは特定事業区域の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第29条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第30条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第7条第1項の規定により特定事業の許可を受けようとする者 30,000円

(2) 第9条第1項の規定により特定事業の変更の許可を受けようとする者 20,000円

2 納付した手数料は、返還しない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、特定事業を行った者

(2) 第21条第1項から第3項までの規定による命令に違反した者

第33条 第10条第3項、第19条、第22条第5項又は第26条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項、第12条第2項、第22条第1項若しくは第3項又は第23条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条第1項の規定に違反して、記載すべき事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

(3) 第15条第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第28条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第28条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第2項、第11条第1項又は第23条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第17条第2項又は第24条第2項の規定に違反して、同項に規定する書類及び図面を保存しなかった者

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第32条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成14年桐生市条例第9号。以下「旧条例」という。)第9条又は第13条第1項の規定により受けている許可については、当該許可に係る特定事業を完了し、若しくは廃止するまで又は当該許可を受けた期間が満了する日(この条例の施行の日以後に期間の変更の許可を受けた場合は、その期間が満了する日)までの間は、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る特定事業に関する旧条例の規定(第9条第1項(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する変更の場合に限る。))の規定を除く。)の適用については、なお従前の例による。